

平成 23 年 12 月 1 日

「個人向け復興国債プラン」の取扱開始について

足利銀行（頭取 藤澤 智）は、お客さまにより良いサービスを提供するために、平成 23 年 12 月 5 日（月）より「個人向け復興国債プラン」の取扱いを開始いたします。

本プランは、東日本大震災の復興財源確保を目的に国（財務省）が発行する「個人向け復興国債」に「3 ヶ月物円定期預金」を組み合わせたプランとなります。

また、当行では、本プランでご購入いただいた「個人向け復興国債」の 0.01%相当額を、東日本大震災の災害復興に対する義援金として日本赤十字社に寄付する予定です。

記

1. 「個人向け復興国債プラン」の概要

名称	「個人向け復興国債プラン」
お取扱い期間	平成 23 年 12 月 5 日（月）～平成 24 年 3 月 30 日（金）
対象のお客さま	個人のお客さま
内容	期間中に、個人向け復興国債を 50 万円以上ご購入いただき、スーパー定期（3 ヶ月物）をお預け入れいただいた場合、初回預入時に限り、スーパー定期（3 ヶ月物）の店頭表示金利に特別金利年 0.3%を上乗せいたします。

2. 取 扱 店

当行本支店

※一部お取扱いできない店舗があります。

以 上

ご留意事項につきましては、次ページ以降に掲載しております。

個人向け

復興国債

セットプラン

個人向け復興国債と3ヵ月ものスーパー定期を同時期にお申込みいただくとスーパー定期の店頭表示金利に、初回のみ年0.3%の金利を上乗せします。



初回上乗せ金利

スーパー定期3ヵ月もの

店頭表示金利+年0.3%

たとえばスーパー定期の100万円をお預入れの場合、3ヵ月で得られるお利息(税引後)は

店頭表示金利	初回上乗せ金利	適用金利
年0.025%	+ 年0.3%	= 年0.325% (税引後金利 年0.26%)

※平成23年12月5日現在の店頭表示金利です。

スーパー定期	税引後 年利率	預入期間	満期日 受取利息
100万円	× 年0.26%	× 3/12ヵ月	= 約650円

※利息は概算です。実際の利息額は日割計算となります。

個人向け復興国債について

【費用等】

個人向け復興国債を購入する場合は、購入対価のみのお支払いとなります。ただし、「初回の利子の調整額」が必要となる場合があります。

【投資リスク】

発行者の信用状況の悪化や発行者に対する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。

個人向け復興国債の感謝状

ご購入いただいたお客さまに財務省からの感謝状を進呈いたします。

スーパー定期について

- 上乗せ金利は、当初3ヵ月のみの適用となります。
- 継続日以後の適用金利は、満期日当日の店頭表示金利が適用となります。
- また、スーパー定期を中途解約された場合、上乗せ金利は適用されず、解約日における普通預金金利が適用となります。
- スーパー定期は預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。

東日本大震災復興支援のための義援金について

「日本赤十字社」を通して、個人向け復興国債のご購入金額の0.01%相当額を当行負担で寄付いたします。

個人向け復興国債セットプランについての詳細やご留意事項は裏面をご覧ください

【個人向け復興国債セットプランについて】

項 目		内 容	
ご購入いただける方		個人の方のみご利用いただけます。	
取扱店		本支店（一部お取り扱いできない店舗があります）	
取扱期間		平成23年12月5日(月)～平成24年3月30日(金)(銀行営業日) 上記期間中であっても、個人向け復興国債の発行状況や金利環境の変化等により、当行の判断で予告なく本プランの取扱中止やプラン内容を変更させていただく場合があります。なお、最新のプラン内容は、店頭または当行のホームページ等でご確認いただけます。	
対 象 商 品	スーパ ー 定 期	お預入れ金額	個人向け復興国債のご購入金額まで(上限3,000万円)
		預入期間および適用金利	預入期間：3ヵ月のみ 適用金利：店頭表示金利+初回上乗せ金利 年0.3% (付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算) 【ご注意ください】 上乗せ金利は、当初3ヵ月のみの適用となります。継続日以後の適用金利は、満期日当日の店頭表示金利が適用となります。 また、スーパー定期を中途解約された場合、上乗せ金利は適用されず、解約日における普通預金利率が適用となります。
		満期日の扱い	自動継続扱となります。(元金成長型・利息受取型)
	個人向け 復興国債	購入金額	額面50万円以上
		対象銘柄	個人向け復興国債3年・5年・10年
		取扱(募集)期間	「3年固定金利型」…毎月 「5年固定金利型」「10年変動金利型」…12月、3月

【個人向け復興国債のご留意事項】

- 個人向け復興国債を中途換金する際、原則として※1「変動10年」は「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」、「固定5年」※2は「4回分の各利子(税引前)相当額×0.8」、「固定3年」は「2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差引かれることになります。
- 「変動10年」及び「固定3年」は発行から1年間、「固定5年」※2は発行から2年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。
- ※1 発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある本店又は支店にお問い合わせください。
- ※2 個人向け復興国債「固定5年」について、既に発行されている国債を含め、平成24年4月から、中途換金禁止期間は2年が1年に、中途換金調整額は利払4回分が2回分に変更になります。詳しくは財務省ホームページ(<http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/index.html>)をご覧ください。
- 個人向け復興国債は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●償還日(満期日)に額面金額にて償還されます。●個人向け復興国債の利払時期には、中途換金のできない期間があります。●いったん約定が成立したお取引は、取消しや内容の変更ができません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」は、足利銀行の本支店の店頭にご用意しております。
- 当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、あらかじめご了承ください。●一部お取り扱いできない店舗があります。

お気軽にお問い合わせください

 **お近くの支店のスマイルデスクまでどうぞ**
私たち専門スタッフが、お客さまの資産づくりのご相談を承ります

あしぎん フリーダイヤル

 **0120-21-6556**

または**028-627-8737**(通話料有料)
受付時間／平日9:00～18:00(銀行休業日を除く)

商 号 登録金融機関 加入協会	株式会社足利銀行 関東財務局長(登金)第43号 日本証券業協会	〈相談・苦情受付窓口〉 足利銀行 お客さま相談室 028-622-0111	〈当行が契約している指定紛争解決機関〉 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772 ※証券商品・サービスに関する苦情等は、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(0120-64-5005)でも受け付けております。
-----------------------	---------------------------------------	--	--